中華人民共和国独占禁止法

(2007年8月30日第10期全国人民代表大会常務委員会第29回会議において可決、同日公布、2008年8月1日施行)

改正:2022年6月24日第13期全国人民代表大会常務委員会第35回会議において 可決、同日公布、同年8月1日施行

<仮訳>

目次

第一章 総則

第二章 独占的協定

第三章 市場支配的地位の濫用

第四章 事業者集中

第五章 行政権力濫用による競争の排除、制限

第六章 独占的行為と疑われる行為に対する調査

第七章 法的責任

第八章 附則

第一章 総則

- 第一条 この法律は、独占的行為を予防及び防止し、市場の公平な競争を保護し、イ ノベーションを促進し、経済の運営効率を高め、消費者の利益及び社会公共 の利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進することを目的とし て制定する。
- 第二条 中華人民共和国内の経済活動における独占的行為に対してこの法律を適用する。また、中華人民共和国外で行われる行為のうち、国内市場における競争を排除又は制限する影響を及ぼす行為には、この法律が適用される。
- 第三条 この法律において「独占的行為」とは、次に掲げる行為が含まれる。
 - (一) 事業者間で独占的協定を行うこと。
 - (二) 事業者が市場において支配的地位を濫用すること。
 - (三) 競争を排除若しくは制限する効果を有する又はそのおそれがある事業者

集中を行うこと。

第四条 独占禁止業務においては中国共産党の領導を堅持する。

国家は市場化、法治化の原則を堅持し、競争政策の基礎的地位を強化し、社会主義市場経済にふさわしい競争のルールを制定・実施し、マクロコントロールが行き届き、統一され、開放され、競争的で秩序ある市場システムを整備する。

第五条 国は、公平競争審査制度を確立しなければならない。

行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する職能を有する組織は、市場主体の経済活動に関する規定を制定する場合には、公平競争審査を行わなければならない。

- 第六条 事業者は、公平な競争及び任意の提携を通じて、法に基づき事業者集中を行い、事業規模を拡大し、市場競争力を高めることができる。
- 第七条 市場において支配的地位を有する事業者は、その市場支配的地位を濫用して、競争の排除又は制限をしてはならない。
- 第八条 国有経済が支配的地位を占め、かつ国民経済の根幹及び国家の安全にかかわる業種並びに法に基づき独占経営及び独占販売を行う業種について、国は、 当該事業者の適法な事業活動を保護し、かつ、当該事業者の事業活動並びに その商品及びサービスの価格を法に基づき管理及び監督し、並びに調整及び 制御することにより、消費者の利益を保護し、技術の進歩を促進する。

前項において定める業種の事業者は、法に基づき事業活動を行い、誠実に信用を守り、厳格に自らを律し、社会公共の監督を受けなければならず、その支配的な地位並びに 独占経営及び独占販売の地位を利用して消費者の利益を害してはならない。

- 第九条 事業者は、データやアルゴリズム、技術、資本の優勢及びプラットフォーム の規則等を濫用して、競争を排除、制限してはならない。
- 第十条 行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する職能を有する組織は、行

政権力を濫用して、競争の排除又は制限をしてはならない。

- 第十一条 国は、独占禁止の規則制度を確立整備し、独占禁止監督管理の力を強化し、 監督管理能力と監督管理体系の現代化のレベルを高め、独占禁止の法執行と 司法を強化し、法に則り公正かつ効率的に独占事件を審理し、行政の法執行 と司法の連接の仕組みを整え、公平な競争秩序を擁護する。
- 第十二条 国務院は、独占禁止委員会を設立し、同委員会に独占禁止業務の組織、調整 及び指導について責任を負わせ、次に掲げる役割及び責任を履行させる。
 - (一) 競争に関する政策の検討及び策定
 - (二) 市場の全般的な競争状況の調査及び評価の実施並びに評価報告書の公表
 - (三) 独占禁止に関する指針の制定及び公布
 - (四) 独占禁止に関する行政機関による法執行業務の調整
 - (五) 国務院が定めるその他の役割及び職責

国務院独占禁止委員会の組織及び業務規則については、国務院がこれを定める。

- 第十三条 国務院独占禁止法執行機関が、独占禁止法の統一的法執行業務を担当する。 国務院独占禁止法執行機関は、業務上の必要に応じて、省、自治区及び直轄 市の人民政府における対応機関に対して権限を授与し、この法律の規定によ り独占禁止に関する法執行業務を行わせることができる。
- 第十四条 事業者団体は、業界の自律を強化し、当該業界の事業者が法に従い競争し、 法令遵守経営をするよう指導し、市場競争の秩序を守らなければならない。
- 第十五条 この法律において「事業者」とは、商品を生産し、若しくは取り扱い、又は サービスを提供する自然人、法人及び法人でない組織をいう。

この法律において「関連市場」とは、事業者が、一定の期間において、特定 の商品又はサービス(以下「商品」という。)について競争をする商品の範囲 又は地理的な範囲をいう。

- 第十六条 この法律において「独占的協定」とは、競争を排除、制限する合意又は決定 その他の協調行為を指す。
- 第十七条 競争関係にある事業者の間で次に掲げる独占的協定を締結することを禁止する。
 - (一) 商品の価格を固定し、又は変更すること。
 - (二) 商品の生産数量又は販売数量を制限すること。
 - (三) 販売市場又は原材料の購入市場を分割すること。
 - (四)新しい技術若しくは設備の購入を制限し、又は新しい技術若しくは新製品の開発を制限すること。
 - (五) 共同して取引を拒絶すること。
 - (六) 国務院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定。
- 第十八条 事業者と取引先の間において次に掲げる独占的協定を締結することを禁止する。
 - (一) 第三者に対する商品の再販売価格を固定すること。
 - (二) 第三者に対する商品の再販売価格について最低価格を設けること。
 - (三) 国務院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定。

前項第1号及び第2号に規定する協定については、事業者が、当該協定が競争を排除、制限する効果を有しないことを証明することができる場合は、禁止しない。

事業者が、関連市場における市場シェアが国務院独占禁止法執行機関の規定 する基準よりも低いことを証明することができ、かつ国務院独占禁止法執行 機関が規定するその他の条件を満たす場合は、禁止しない。

- 第十九条 事業者は、他の事業者が独占的協定を締結することを組織してはならず、又 は他の事業者が独占的協定を締結することを実質的に幇助してはならない。
- 第二十条 事業者が、その締結した協定が次に掲げる事由のいずれかに該当するもので あることを証明することができた場合には、第17条、第18条第1項、第 19条の規定は適用されない。

- (一) 技術の改善及び新製品の研究開発のためである場合
- (二) 製品の品質を高め、コストを削減し、効率を改善するため、商品の規格 及び基準を統一する場合又は分業による専業化を実行する場合
- (三) 中小事業者の経営効率を高め、中小事業者の競争力を強化するためである場合
- (四) 省エネルギー、環境保護、災害救助等、社会公共の利益を実現するため である場合
- (五)経済的不況による販売量の著しい減少又は明らかな生産過剰を緩和する ためである場合
- (六) 外国との貿易及び対外経済協力における正当な利益を保障するためである場合
- (七) 法律及び国務院が定めるその他の事由

本条第1号から第5号までの事由に当たることを理由として、第17条、第18条第1項、第19条の規定が適用されない場合、事業者は締結した協定が関連市場における競争を著しく制限するものではないこと及び消費者が当該協定によってもたらされる利益を享受することができることを証明しなければならない。

第二十一条 事業者団体は、当該業界の事業者が本章の禁止する独占的行為に従事するよう組織してはならない。

第三章 市場支配的地位の濫用

- 第二十二条 市場支配的地位を有する事業者が次に掲げる市場支配的地位の濫用行為を行 うことを禁止する。
 - (一) 不公平な高価格で商品を販売し、又は不公平な低価格で商品を購入すること。
 - (二) 正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること。
 - (三) 正当な理由なく、取引先に対して取引を拒否すること。
 - (四) 正当な理由なく、取引先が自己との間でのみ取引するよう制限し、又は その指定した事業者との間でのみ取引するよう制限すること。
 - (五) 正当な理由なく、商品を抱き合わせて販売する、又はその他の不合理な 取引条件を取引に当たって付加すること。

- (六) 正当な理由なく、同等な条件の取引先に対して、取引価格等の取引条件 の面で差別的取扱いを行うこと。
- (七) 国務院独占禁止法執行機関が認定するその他の市場支配的地位の濫用行 為。

市場支配的地位を有する事業者は、データやアルゴリズム、技術及びプラットフォームの規則等を利用して、前項に規定する市場支配的地位の濫用行為を行ってはならない。

この法律において「市場支配的地位」とは、事業者が関連市場において、商品の価格、数量又はその他の取引条件を制御することができる、又は他の事業者による関連市場への参入を阻害し、若しくは参入に影響を与えることができる、市場における地位をいう。

- 第二十三条 事業者が市場支配的地位を有するか否かの認定は、次の要素に基づき行うものとする。
 - (一) 当該事業者の関連市場における市場シェア及び関連市場の競争状況
 - (二) 当該事業者の販売市場又は原材料調達市場を制御する能力
 - (三) 当該事業者の財務力及び技術的条件
 - (四) 他の事業者の当該事業者に対する取引上の依存度
 - (五) 他の事業者による関連市場への参入の難易度
 - (六) 当該事業者が市場の支配的地位を有することを認定する上で関連するその他の要素
- 第二十四条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、事業者は市場支配的地位を有す るものと推定することができる。
 - (一) 関連市場における単独の事業者の市場シェアが二分の一に達している場合
 - (二) 関連市場における二つの事業者の市場シェアの合計が三分の二に達して いる場合
 - (三) 関連市場における三つの事業者の市場シェアの合計が四分の三に達して いる場合

本条第二号又は第三号に該当する場合において、そのうちのいずれかの事業

者の市場シェアが十分の一に満たないとき、当該事業者は市場支配的地位を 有する事業者であるとは推定しないものとする。

市場支配的地位を有すると推定された事業者であっても、市場支配的地位を有するものではないことを証明する証拠がある場合には、当該事業者は市場支配的地位を有するものと認定しないものとする。

第四章 事業者集中

第二十五条 事業者集中とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (一) 事業者が合併する場合
- (二)事業者が株式又は資産を取得する方法によって他の事業者に対する支配 権を取得する場合
- (三)事業者が契約等の方法によって他の事業者に対する支配権を取得する場合 合又は他の事業者に対して決定的な影響を与えることが可能となる場合
- 第二十六条 事業者集中が国務院の定める届出基準に達する場合、事業者は国務院独占禁 止法執行機関に事前に届出を行わなければならない。届出を行っていない場 合には、事業者集中を行ってはならない。

事業者集中が国務院の規定する届出基準に達していないが、当該事業者集中が競争を排除、制限する効果を有する又はそのおそれがあることを証明する 証拠がある場合、国務院独占禁止法執行機関は、事業者に届出を求めること ができる。

前二項の規定による届出を行わない事業者については、国務院独占禁止法執 行機関は、法に則り調査を行わなければならない。

- 第二十七条 事業者集中が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、国務院独占禁止法 執行機関に 届出を行わないことができる。
 - (一) 事業者集中に参加する事業者の一つが、他の各事業者の議決権が付与された株式又は資産の50%以上を有する場合
 - (二) 企業結合に参加する各事業者の議決権が付与された株式又は資産の5 0%以上が、企業結合に参加しない同一の事業者によって保有されてい

- 第二十八条 事業者は、国務院独占禁止法執行機関に事業者集中の届出を行う場合、次に 掲げる文書及び資料を提出しなければならない。
 - (一) 申請書
 - (二) 事業者集中が関連市場の競争状況に与える影響に関する説明
 - (三) 事業者集中に関する契約
 - (四) 事業者集中に参加する事業者の、会計の監査を経た前会計年度の財務会 計報告書
 - (五) 国務院独占禁止法執行機関が定めるその他の文書及び資料。

申請書には、事業者集中に参加する事業者の名称、所在地、経営範囲、事業者集中の実施予定日及び国務院独占禁止法執行機関が定めるその他の事項を明記しなければならない。

- 第二十九条 事業者の提出した文書及び資料に不備があった場合には、国務院独占禁止法 執行機関が定める期間内に文書及び資料を追加提出しなければならない。期 限を過ぎても文書及び資料を提出しない場合には、当該届出はなかったもの とみなす。
- 第三十条 国務院独占禁止法執行機関は、事業者が提出した第28条の規定に適合する 文書及び資料を受理した日から30日以内に、届出のあった事業者集中につ き第1次審査を実施し、更なる審査を実施するか否かを決定して、事業者に 書面で通知しなければならない。国務院独占禁止法執行機関が決定を行うま で、事業者は当該結合を実施してはならない。

国務院独占禁止法執行機関が更なる審査を行わないと決定した場合又は期限 を過ぎても決定が行われない場合、事業者は当該結合を実施することができ る。

第三十一条 国務院独占禁止法執行機関は、更なる審査の実施を決定した場合、決定の日から90日以内に審査を完了させ、当該事業者集中を禁止するか否かを決定し、事業者に書面で通知しなければならない。事業者集中を禁止する決定を行う場合には、その理由を説明しなければならない。事業者は、審査期間中に事業者集中を実行してはならない。

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、国務院独占禁止法執行機 関は事業者に対して書面で通知を行った上で、前項に定める審査期限を延長 することができる。 ただし、延長する期間は60日を超えてはならない。

- (一) 事業者が審査期限の延長に同意した場合
- (二)事業者が提出した文書及び資料が不正確であるため、更なる事実確認を 必要とする場合
- (三) 届出後において事業者の関連する状況に重大な変化が生じた場合。

国務院独占禁止法執行機関が期限を過ぎても決定を行わない場合、事業者は当該集中を実施することができる。

- 第三十二条 次に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、国務院独占禁止法執行機関 は、事業者集中の審査期限の計算を中断することを決定することができ、書 面で事業者に通知する。
 - (一) 事業者が規定に従った文書や資料の提出をしていないために、審査業務 を進めることができない場合
 - (二)事業者集中審査に対して重大な影響を有する新しい状況や新しい事実が 出現し、確認を行わなければ審査業務を進めることができない場合
 - (三) 事業者集中に対して付加する制限的条件について更なる評価が必要であり、かつ、事業者が中断請求を提出した場合。

審査期限の計算を中断する状況がなくなった日から、審査期限は継続して計算し、国務院独占禁止法執行機関は書面で事業者に通知しなければならない。

- 第三十三条 事業者集中を審査する際には、次の各号に掲げる要素について考慮しなければならない。
 - (一)集中に参加する事業者の関連市場における市場シェア及びその市場に対 する支配力
 - (二) 関連市場の市場集中度
 - (三) 事業者集中が市場への参入及び技術進歩に与える影響
 - (四) 事業者集中が消費者及び他の関連する事業者に与える影響

- (五) 事業者集中が国民経済の発展に与える影響
- (六) 国務院独占禁止法執行機関が考慮すべきであると認める市場競争に影響を与えるその他の要素。
- 第三十四条 事業者集中が競争を排除、制限する効果を有する又はそのおそれがある場合、国務院独占禁止法執行機関は、当該事業者集中を禁止する決定を行わなければならない。ただし、事業者が、当該事業者集中が競争に対して与える積極的な影響が消極的な影響を明らかに上回ること又は社会公共の利益に適合するものであることを証明することができた場合には、国務院独占禁止法執行機関は、当該事業者集中を禁止しない旨の決定を行うことができる。
- 第三十五条 国務院独占禁止法執行機関は、禁止されない事業者集中に対して、当該事業 者集中が競争に対して及ぼす消極的な影響を軽減するための制限的な条件を 付加する決定を行うことができる。
- 第三十六条 国務院独占禁止法執行機関は、事業者集中を禁止する決定又は事業者集中に 対する制限的 な条件を付加する決定を適時に社会に公表しなければならな い。
- 第三十七条 国務院独占禁止法執行機関は、事業者集中の分類・クラス分け審査制度を整備し、法に則り国家経済・国民生活等の重要分野の事業者集中審査を強化し、審査の質と効率を高めなければならない。
- 第三十八条 外資による国内企業の買収又はその他の方法による事業者集中への参加が国家の安全に関わる場合、この法律の規定により当該事業者集中の審査を実施するほか、国家の関連規定に基づいて国家安全審査を実施しなければならない。

第五章 行政権力濫用による競争の排除、制限

- 第三十九条 行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する職能を有する組織は、行政権力を濫用し、その指定する事業者によって提供される商品のみを取り扱い、売買し、又は使用するよう、事業者その他の組織及び個人の行為を制限し、又は同様の行為によってこれを制限してはならない。
- 第四十条 行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する職能を有する組織は、行

政権力を濫用し、事業者との間で契約や覚書を締結する等の方法を通して、 他の事業者の関連市場への参入を妨害し又は他の事業者に対して不平等な取 り扱いをして、競争を排除、制限してはならない。

- 第四十一条 行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する職能を有する組織は、行政権力を濫用し、次に掲げる行為を行い、地域間における商品の自由な流通を妨げてはならない。
 - (一) 外地商品に対して、差別的な料金徴収項目を設定し、若しくは差別的な料金徴収基準を適用し、又は差別的な価格を定めること。
 - (二) 外地商品に対して、当地における同類の商品とは異なる技術的な要求を 行い、若しくは検査基準を設け、又は外地商品に対して重複検査、重複 認証等の差別的な技術措置を採ることにより、外地商品の当地市場への 参入を制限すること。
 - (三) 外地商品のみを対象とした行政許可を実施して、外地商品の当地市場への参入を制限すること。
 - (四)検査所の設置又はその他の方法により、外地商品の参入又は当地商品の 搬出を妨げること。
 - (五) 商品の地域間における自由な流通を妨げるその他の行為。
- 第四十二条 行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する職能を有する組織は、行政権力を濫用し、差別的な資格要件及び審査基準を設定し、又は法に基づく情報を公表しない等の方法により、事業者の入札への応募及びその他の事業活動への参加を排斥又は制限してはならない。
- 第四十三条 行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する職能を有する組織は、行政権力を濫用し、当地事業者に比べて不平等な取り扱いをする等の方法により、外地事業者が当地において投資を行い又は支店を設立することを排斥し、制限し、強制し又は実質的に強制してはならない。
- 第四十四条 行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する職能を有する組織は、行政権力を濫用し、事業者が本法に規定する独占行為を行うことを強制し又は 実質的に強制してはならない。
- 第四十五条 行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する職能を有する組織は、行 政権力を濫用し、競争を排除、制限する内容を含む規定を制定してはならな

第六章 独占的行為と疑われる行為に対する調査

第四十六条 独占禁止法執行機関は、法に基づき独占的行為と疑われる行為について調査 を行う。

> いかなる組織及び個人も、独占的行為と疑われる行為について、独占禁止法 執行機関に報告する権利を有する。独占禁止法執行機関は、報告者のために 秘密を保持しなければならない。

> 報告が書面でなされ、かつ関連する事実及び証拠が提出された場合は、独占禁止法執行機関は必要な調査を行わなければならない。

- 第四十七条 独占禁止法執行機関は、独占的行為と疑われる行為を調査するに当たり、次 の各号に掲げる措置を採ることができる。
 - (一) 調査対象の事業者の営業所又はその他の関連する場所に立ち入って検査 を行うこと。
 - (二) 調査対象の事業者、利害関係者又はその他の関連する組織若しくは個人 に対して質問し、関連する状況の説明を求めること。
 - (三)調査対象の事業者、利害関係者又はその他の関連する組織若しくは個人 に関する伝票、契約書、会計帳簿、業務上の通信文書、電子データ等の 文書及び資料を閲覧し、複写すること。
 - (四) 関連する証拠を封印し、押収すること。
 - (五) 事業者の銀行口座を調査すること。

前項に定められた措置を採る場合においては、事前に独占禁止法執行機関の 主要責任者に書面で報告の上、その承認を得なければならない。

第四十八条 独占禁止法執行機関が独占的行為と疑われる行為を調査する場合には、法執 行担当官は2名以上でなければならず、法執行に関する証明書類を提示しな ければならない。

> 法執行担当官は聴取及び調査を実施する場合には、調書を作成し、聴取又は 調査の対象となる者の署名を得なければならない。

- 第四十九条 独占禁止法執行機関及びその職員は、法執行の過程で知った商業秘密、個人 のプライバシー及び個人情報について、法に依る秘密保持義務を負う。
- 第五十条 調査対象の事業者、利害関係者又はその他の関連する組織若しくは個人は、 独占禁止法執行機関の法に基づく職責の履行に協力しなければならず、独占 禁止法執行機関の調査を拒否し、又は妨害してはならない。
- 第五十一条 調査対象の事業者及び利害関係者は意見を述べる権利を有する。独占禁止法 執行機関は、調査対象の事業者及び利害関係者が提示した事実、理由及び証 拠について事実の確認を行わなければならない。
- 第五十二条 独占禁止法執行機関は、独占的行為と疑われる行為について調査をし、事実 確認を行った上で独占的行為の成立を認めた場合には、法に基づき処理の決 定を行わなければならず、また、社会に対して当該決定を公表することがで きる。
- 第五十三条 独占禁止法執行機関による独占的行為と疑われる行為に対する調査において、調査対象の事業者が、独占禁止法執行機関が許可した期間内に具体的措置を採って当該行為の結果を解消することを承諾した場合には、独占禁止法執行機関は、調査の中止を決定することができる。調査中止の決定においては、調査対象事業者が承諾した具体的な内容を明記しなければならない。

独占禁止法執行機関は、調査の中止を決定した場合には、事業者が承諾した 事項の履行状況を監督しなければならない。事業者が承諾した事項を履行し た場合、独占禁止法執行機関は調査の終了を決定することができる。

次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、独占禁止法執行機関は調査を再 開しなければならない。

- (一) 事業者が承諾した事項を履行しない場合
- (二) 調査を中止する決定の根拠となる事実に重大な変化が生じた場合
- (三) 調査を中止する決定が事業者から提供された不完全又は虚偽の情報に基づいてなされていた場合。

第五十四条 独占禁止法執行機関が、法に則り行政権力の濫用による競争を排除、制限す

る疑いのある行為に対して調査を行う場合は、関係する組織又は個人は協力 しなければならない。

第五十五条 事業者、行政機関及び法律、法規の授権により公共事務を管理する職能を有する組織が、本法の規定に違反する疑いがある場合は、独占禁止法執行機関は、その法定代表者又は責任者に指導を行い、改善措置を提出するよう求めることができる。

第七章 法的責任

第五十六条 事業者が本法の規定に違反し、独占的協定を締結し、実施した場合は、独占禁止法執行機関は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、前年度売上額の1%以上10%以下の制裁金を課し、前年度売上額がない場合は、500万元以下の制裁金に処する。締結した独占的協定が未実施である場合は、300万元以下の制裁金に処することができる。事業者の法定代表者、主要責任者及び直接責任を負う人員で独占的協定の締結について個人責任を負う者は、100万元以下の制裁金に処することができる。

事業者が、他の事業者が独占的協定を締結することを手配した場合又は他の 事業者が独占的協定を締結するために実質的な幇助をした場合は、前項の規 定を適用する。

事業者が、独占禁止法執行機関に対して、独占的協定の締結に関する事情を 自主的に報告し、かつ、重要な証拠を提供した場合は、独占禁止法執行機関 は、情状を酌量して当該事業者に対する処罰を軽減し、又は免除することが できる。

事業者団体が本法の規定に違反し、当該業界の事業者の独占的協定の締結を 手配した場合は、独占禁止法執行機関は、改善を命じ、300万元以下の制裁金 に処することができる。情状が厳重である場合、社会団体登記管理機関は法 に則り登記を抹消することができる。

第五十七条 事業者がこの法律の規定に違反して市場支配的地位を濫用した場合には、独 占禁止法執行機関は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収するととも に、前年度売上額の1%以上10%以下の制裁金を課す。

- 第五十八条 事業者が本法の規定に違反して集中を実施し、競争を排除、制限する効果を有する又はそのおそれがある場合は、国務院独占禁止法執行機関は、集中実施の停止、期限を定めた株式又は資産の処分、期限を定めた営業譲渡及びその他集中前の状態を回復するのに必要な措置を採るよう命じ、前年度売上額の10%以下の制裁金に処する。競争を排除、制限する効果を有しない場合は、500万元以下の制裁金に処する。
- 第五十九条 本法第56条、第57条、第58条に規定する制裁金については、独占禁止 法執行機関は、具体的な制裁金額を確定する際に、違法行為の性質、程度、 持続時間及び違法行為の効果を解消した状況等の要素を考慮しなければなら ない。
- 第六十条 事業者が独占行為を行い、他人に損害を与えた場合は、法に則り民事責任を 負う。

事業者が独占行為を行い、社会公共の利益に損害を与えた場合は、区設置市 級以上の人民検察院は、法に則り人民法院に対して民事公益訴訟を提起する ことができる。

第六十一条 行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する職能を有する組織が行政権力を濫用し、競争を排除、制限する行為を行った場合は、上級機関が改正を命ずる。直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任を負う人員に対しては、法に則り処分を行う。独占禁止法執行機関は関係する上級機関に法に則り処理を行うよう意見を提出することができる。行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する職能を有する組織は、関連する改善状況を書面で上級機関及び独占禁止法執行機関に報告しなければならない。

行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する職能を有する組織が行政 権力を濫用して競争を排除又は制限する行為を行った場合の処理について法 令に別段の定めがある場合には、その規定に従う。

第六十二条 独占禁止法執行機関が法に則り審査及び調査を実施する際に、関連資料又は 情報の提出を拒み、証拠を隠匿し、毀損し、移動させ、又はその他の調査を 拒絶、妨害する行為がある場合は、独占禁止法執行機関は、改善を命じ、組 織に対しては前年度売上額の1%以下の制裁金に処し、前年度売上額がない 又は売上額の算定が困難である場合は、500万元以下の制裁金に処し、個人に対しては50万元以下の制裁金に処す。

- 第六十三条 本法の規定に違反し、情状が特に重く、影響が特に劣悪であり、特に重い効果をもたらしている場合は、国務院独占禁止法執行機関は、本法第56条、第57条、第58条、第62条に規定する制裁金額の2倍以上5倍以下で具体的な制裁金額を定めることができる。
- 第六十四条 事業者が本法の規定に違反したことにより行政処罰を受ける場合は、国の関連規定に照らして信用記録に記入し、社会に対して公示する。
- 第六十五条 独占禁止法執行機関が第34条及び第35条に基づき行った決定に不服がある場合には、まず法に基づき行政不服審査を申し立てることができ、行政不服審査の決定に不服がある場合には、法に基づき行政訴訟を提起することができる。

独占禁止法執行機関が行った前項に定めるもの以外の決定に不服がある場合には、法に基づき行政不服審査を申し立て、又は行政訴訟を提起することができる。

- 第六十六条 独占禁止法執行機関の職員が、法執行の過程において、職権を濫用し、職務 を怠り、 不正行為を行い、又は法執行の過程で知り得た業務上の秘密、個人 のプライバシー及び個人情報を漏洩する場合は、法に基づき処分する。
- 第六十七条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合は、法に則り刑事責任を追及する。

第八章 附 則

- 第六十八条 事業者が知的財産権に関する法令の規定に基づき知的財産権を行使する行為 については、この法律を適用しない。ただし、事業者が知的財産権を濫用し て競争を排除、制限する行為については、この法律を適用する。
- 第六十九条 農業生産者及び農村経済組織が農産物の生産、加工、販売、輸送、保管等の 事業活動において実施する連合又は協同の行為については、この法律を適用

しない。

第七十条 この法律は2008年8月1日より施行する。